指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名　：株式会社メーサイ（法人番号：2120901010133）
　　業者の住所：大阪府吹田市南吹田３－１３－３

２．指名停止措置期間：平成３０年　６月１８日から
　　平成３０年　８月１７日まで（２か月）

３．指名停止措置の範囲　：東海防衛支局管轄区域
　　（愛知県、岐阜県及び三重県）

４．事　実　概　要：
　株式会社メーサイは、当局発注の「岐阜試験場(30)評価施設新設土質調査」の入札において、低入札価格調査を行っていたところ、入札説明書20(7) 附則（第三者履行確認の義務づけ）(2)の履行ができないことを理由に辞退し、国の業務執行を停滞させた。

５．指名停止措置理由：
　上記事実が、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第２第１５号（下記参照）に該当する。

指名停止措置要領　付表第２

措　置　要　件	期　間
（不正又は不誠実な行為） 15　付表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １月以上９月以内